

区長報告第六号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、平成二十八年度港区一般会計補正予算（第一号）を平成二十八年六月二十一日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

平成二十八年七月十三日

港 区 長 武 井 雅 昭

区長報告第七号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年六月六日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十八年七月十三日

港区長 武井雅昭

記

平成二十六年十二月十八日議決を得た工事請負契約（港区営住宅シテイハイツ六本木等整備工事）の契約金額「三十五億七千二百七十万二千六百四十円」を「三十七億四千三百三十六万四千二百四十円」に変更する。

平成27年度港区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	都支出金	諸収入	
6 産業経済費	1 商工費	区内共通商品券発行支援	円 12,500,000	円 3,863,353	円 0	円 0	円 0	円 0	円 3,863,353
7 土木費	4 公園費	赤坂地区公園維持管理	101,809,000	101,807,960	101,807,960	0	0	0	0
合 計			114,309,000	105,671,313	101,807,960	0	0	0	3,863,353

平成28年7月13日提出

港区長 武井雅昭

(説明) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき報告します。

議案第五十一号

港区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区长 武井雅昭

港区立公園条例の一部を改正する条例

港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 公園の利用の促進に関する業務

別表第一芝浦公園の項中「東京都港区芝浦三丁目一番二号」を「東京都港区芝浦一丁目十六番二十五号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

指定管理者に行わせることができる業務に公園の利用の促進に関する業務を追加するとともに、芝浦公園の位置を変更するため、本案を提出いたします。

議案第五十二号

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例
港区立上下水道施設上部利用公園条例（昭和五十五年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 公園の利用の促進に関する業務

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

指定管理者に行わせることができる業務に公園の利用の促進に関する業務を追加するため、本案を提出いたします。

議案第五十三号

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

港区立児童遊園条例（昭和三十九年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「区長が」を「区規則で」に改め、同条を第十二条とし、第五条の次に次の六条を加える。

（指定管理者による管理）

第六条 区長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四條の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、児童遊園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一 児童遊園施設の維持及び修繕に関する業務

- 二 児童遊園施設の案内に関する業務
- 三 児童遊園の利用の促進に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第七条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、区規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に児童遊園の管理を行うことができる者と認める者を指定管理者に指定するものとする。

一 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

二 安定的な経営基盤を有していること。

三 児童遊園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。

四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理ができること。

五 前各号に掲げるもののほか、区規則で定める基準

3 区長は、前項の規定による指定をするときは、効率的かつ効果的な管理を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定することができない法人等)

第八条 区長は、区議会議員、区長、副区長並びに法第八十条の五第一項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人（以下「役員等」という。）となつてゐる法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資してゐる法人その他の団体であつて、区議会議員以外の者が役員等となつてゐるものを除く。）を指定管理者に指定することができる。

（指定管理者の指定の取消し等）

第九条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

- 一 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- 二 第七条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 第十一条第一項各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないことを認めるとき。

（指定管理者の公表）

第十条 区長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて

管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理の基準等)

第十一条 指定管理者は、次に掲げる基準により、児童遊園の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
 - 二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - 三 児童遊園施設の維持管理を適切に行うこと。
 - 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 二 業務の実施に関する事項
 - 三 業務の実績報告に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、児童遊園の管理に関し必要な事項
- 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

児童遊園に指定管理者制度を導入するため、本案を提出いたします。

議案第五十四号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）
 の一部を次のように改正する。

別表第一愛宕地区再開発地区整備計画の項を次のように改める。

愛宕地区地区整備計画	都市計画法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示された愛宕地区地区計画（平成二十七年東京都告示第千四百十八号）のうち、地区整備計画が定められた区域
------------	---

別表第二愛宕地区再開発地区整備計画の項を次のように改める。

愛宕地区地区整備計画	A地区	次に掲げる用途の建築物（風営法第二十六条各号に掲げる店舗型風俗特殊営業の用に供するものを除く。）以外の建築物	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設、公共用デッキ、歩廊、エレベ	百九十メートル建築物の高さをT・Pに五メートルを加えたものからの高さによる。
		一 事務所		
		二 放送スタジオ		
		三 店舗、展示場又は飲食店		
		四 診療所		
		五 寺院		

I 地区	D 地区	C 地区	B 地区	
<p>一 法別表第二(り)項に掲げるもの</p> <p>二 風営法第二條第一項第七号及び第八号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物</p> <p>三 共同住宅の用途に供する部分の容積率が十分の八十未満の建築物</p>	<p>次に掲げる用途の建築物以外の建築物</p> <p>一 博物館及びこれに付属する建築物</p> <p>二 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設</p>	<p>次に掲げる用途の建築物以外の建築物</p> <p>一 寺院及びこれに付属する建築物</p> <p>二 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設</p>	<p>次に掲げる用途の建築物(風営法第二條第六項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの及び共同住宅の用途に供する部分の容積率が十分の七十未満のものを除く。)</p> <p>一 共同住宅</p> <p>二 店舗又は飲食店</p> <p>三 診療所</p> <p>四 寺院</p> <p>五 防災備蓄倉庫その他これに類する公共公益施設</p> <p>六 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設</p> <p>七 前各号の建築物に付属するもの</p>	<p>六 印刷工場</p> <p>七 中水道施設、防災備蓄倉庫その他これらに類する公共公益施設</p> <p>八 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設</p> <p>九 前各号の建築物に付属するもの</p>
<p>五 千 平 方 メ ー ト</p>				
<p>計画図に示す壁面の位置の教値。ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける広場、歩行者デッキ、高さによる。</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の教値。ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける広場、歩行者デッキ、高さによる。</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の教値。ただし、二号壁面にあつては寺院の山門、四号壁面及び五号壁面にあつては、公衆便所その他これらに類する公園施設を除く。</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の教値。ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける広場、歩行者デッキ、高さによる。</p>	<p>一ター、エスカレーターその他これらに類する部分を除く。</p>
<p>二百二十メートル</p> <p>建築物の高さはT.P.に五メートルを加えたものからのものである。</p>			<p>百六十五メートル</p> <p>建築物の高さはT.P.に五メートルを加えたものからのものである。</p>	

議案第五十五号

港区立認定こども園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立認定こども園条例の一部を改正する条例

港区立認定こども園条例（平成二十七年港区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「子ども（」の下に「第六条第四項各号及び第五項各号並びに第八条第五項各号及び第六項各号を除き、」を加える。

第六条第四項を次のように改める。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもについて区長が徴収する基本保育料の額は、別表第一又は別表第二に定める額の二分の一に相当する額とする。

一 当年度分（四月分から八月分までの基本保育料にあっては、前年度分。次号及び次項において同じ。）の区市町村住民税のうち所得割課税額（別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。次号及び次項において同じ。）が五万七千七百円未満で

ある生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条の二に規定する特定被監護者等をいう。次号及び次項並びに第八条第五項及び第六項において同じ。）のうち小学校就学前の子ども以外の者が一人のみである場合における最年長の小学校就学前の子ども（次項第三号に該当する場合を除く。）

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千百一円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等（世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二条各号に掲げる者である世帯をいう。次項並びに第八条第五項及び第六項において同じ。）に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等の全てが小学校就学前の子どもである場合における最年長の小学校就学前の子ども

第六条に次の一項を加える。

5 第三項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る基本保育料は、無料とする。

一 当該生計を一にする世帯に属する最年長の小学校就学前の子ども以外の全ての小学校就学前の子ども。ただし、当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が五万七千七百円以上の世帯（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千百一円未満の世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合を除く。）に属する当該最年長の小学校

就学前の子ども以外の全ての小学校就学前の子どものうち最年長の子どもにあつては、当該最年長の小学校就学前の子どもが児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、学校教育法第一条に規定する幼稚園その他これらに準ずる施設として区規則で定める施設に入所している場合に限る。

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が五万七千七百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち小学校就学前の子ども以外の者が二人以上いる場合における最年長の小学校就学前の子ども

三 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち小学校就学前の子ども以外の者が一人以上いる場合における最年長の小学校就学前の子ども

第八条第五項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもについて区長が徴収する幼児教育に要する費用の額は、別表第五に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 当年度分（四月分から八月分までの幼児教育に要する費用にあつては、前年度分。次号

及び次項において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第五備考二に規定する所得割課税額をいう。次号及び次項において同じ。）が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち九歳を超える者（九歳に達した日以後の最初の三月三十一日後にある者をいう。次項において同じ。）が一人のみである場合における最年長の小学校就学前の子ども（次項第三号に該当する場合を除く。）

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等の全てが小学校就学前の子どもである場合における最年長の小学校就学前の子ども

6

第四項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る別表第五に定める幼児教育に要する費用は、無料とする。

一 当該生計を一にする世帯に属する小学校就学前の子ども及び小学校第一学年から第三学年までに在学している子どものうち最年長の子ども以外の全ての小学校就学前の子ども。ただし、当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円以上の世帯に属する当該最年長の子ども以外の全ての小学校就学前の子どものうち最年長の小学校就学前の子どもにあつては、当該最年長の子どもについて保育を委託している場合、当該最年長の子どもが小学校第一学年から第三学年までに在学している場合その他これらに準ずるもの

として区規則で定める場合に限る。

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち九歳を超える者が二人以上いる場合における最年長の小学校就学前の子ども

三 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち九歳を超える者が一人のみである場合における最年長の小学校就学前の子ども

別表第五を次のように改める。

別表第5 幼児教育保育料（第8条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	幼児教育に要する費用	給食費	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	2,100 3月分のみ1,660	0
	2	A階層を除き当年度分の区市町村民税の所得割が課税となる世帯	3,100 3月分のみ3,050	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え50,000円以下である世帯	6,200 3月分のみ6,100	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円を超える世帯	6,200 3月分のみ6,100	5,000 8月分のみ0

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立認定こども園条例（以下「改正後の条例」という。）第六
条第四項及び第五項、第八条第五項及び第六項並びに別表第五の規定は、平成二十八年四月
分以後の基本保育料（改正後の条例第六条第三項に規定する基本保育料をいう。以下同じ。）
及び幼児教育に要する費用から適用し、同年三月分までの基本保育料及び幼児教育に要する
費用については、なお従前の例による。

（説 明）

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十六号）の施
行による子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部改正に伴い、
一定の所得未満の多子世帯及びひとり親世帯等に係る多子計算の要件を緩和し、保育料負担を
軽減するため、本案を提出いたします。

議案第五十六号

港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

港区公衆浴場法施行条例（平成二十四年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号タ中「日出時」を「午前六時」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第五十七号

港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

港区保育の実施に関する条例（昭和六十二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第五十六条

第三項の規定に基づく」を削る。

第三条中「法第五十一条第四号又は第五号に規定する費用を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して」を削る。

第四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる児童に係る基本保育料の額は、別表第一又は別表第

二に定める額の二分の一に相当する額とする。

一 当年度分（四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分。次号及び次項に

において同じ。)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。次号及び次項において同じ。)が五万七千七百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第十四条の二に規定する特定被監護者等をいう。次号及び次項において同じ。)のうち小学校就学前の子ども以外の者が一人のみである場合における最年長の保育の実施に係る児童(次項第三号に該当する場合を除く。)

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等(世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第二十二条各号に掲げる者である世帯をいう。次項において同じ。)に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等の全てが小学校就学前の子どもである場合における最年長の保育の実施に係る児童

第四条に次の一項を加える。

3

第一項の規定にかかわらず、次に掲げる児童に係る基本保育料は、無料とする。

一 当該生計を一にする世帯に属する最年長の小学校就学前の子ども以外の全ての保育の実施に係る児童。ただし、当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が五万七千七百円以上の世帯(当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満の世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合を除く。)に属する当該最年長の小学校

就学前の子ども以外の全ての保育の実施に係る児童のうち最年長の児童にあつては、当該最年長の小学校就学前の子どもが児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十九条第一項に規定する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園その他これらに準ずる施設として区規則で定める施設に入所している場合に限る。

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が五万七千七百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち小学校就学前の子ども以外の者が二人以上いる場合における最年長の保育の実施に係る児童

三 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち小学校就学前の子ども以外の者が一人以上いる場合における最年長の保育の実施に係る児童

第七条第三項中「第五十六条第十項」を「第五十六条第七項」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区保育の実施に関する条例（以下「改正後の条例」という。）
第四条第二項及び第三項の規定は、平成二十八年四月分以後の基本保育料（改正後の条例第

三条に規定する基本保育料をいう。以下同じ。）から適用し、同年三月分までの基本保育料については、なお従前の例による。

（説明）

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十六号）の施行による子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第百十三号）の一部改正に伴い、一定の所得未満の多子世帯及びひとり親世帯等に係る多子計算の要件を緩和し、保育料負担を軽減するため、本案を提出いたします。

議案第五十八号

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

港区立幼稚園の保育料に関する条例（昭和二十二年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる幼児について納付しなければならない保育料及び子育てサポート保育料（年間利用に係る保育料に限る。以下この条において同じ。）の額は、別表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 当年度分（四月分から八月分までの保育料及び子育てサポート保育料にあつては、前年度分。次号及び次項において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表備考三に

規定する所得割課税額をいう。次号及び次項において同じ。）が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条の二に規定する特定被監護者等）をいう。次号及び次項において同じ。）のうち九歳を超える者（九歳に達した日以後の最初の三月三十一日後にある者をいう。次項において同じ。）が一人のみである場合における最年長の幼児（次項第三号に該当する場合を除く。）

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等（世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二条各号に掲げる者である世帯をいう。次項において同じ。）に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等の全てが小学校就学前の子どもである場合における最年長の幼児

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる幼児に係る保育料及び子育てサポート保育料は、無料とする。

一 当該生計を一にする世帯に属する小学校就学前の子ども及び小学校第一学年から第三学年までに在学している子どものうち最年長の子ども以外の全ての幼児。ただし、当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円以上の世帯に属する当該最年長の子ども以外の全ての幼児のうち最年長の幼児にあつては、当該最年長の子どもについて保育

を委託している場合、当該最年長の子どもが小学校第一学年から第三学年までに在学している場合その他これらに準ずるものとして港区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める場合に限る。

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち九歳を超える者が二人以上いる場合における最年長の幼児

三 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち九歳を超える者が一人のみである場合における最年長の幼児

第三条中「港区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）を「委員会規則」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

各月初日の在籍幼児の 属する世帯の階層区分		保育料（月額）	子育てサポート保育料	
			年間利用（月額）	一時利用 （日額）
階層 区分	定 義			
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	0
C	1 A階層を除き当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	2,100 3月分のみ1,660	2,100 3月分のみ1,660	650
	2 A階層を除き当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	3,100 3月分のみ3,050	3,100 3月分のみ3,050	650
	3 A階層を除き当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超える世帯	6,200 3月分のみ6,100	6,200 3月分のみ6,100	650

備考

- この表において「年間利用」とは年度を単位とする利用を、「一時利用」とは日を単位とする利用をいう。
- この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、委員会規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 月の途中で入園し、又は利用を開始した幼児の属する世帯の当該月の階層区分については、当該入園し、又は利用を開始した日における在籍幼児の属する世帯の階層区分とする。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区立幼稚園の保育料に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二條第二項及び第三項並びに別表の規定は、平成二十八年四月分以後の保育料及び年間利用に係る子育てサポート保育料（改正後の条例第二條第一項に規定する子育てサポート保育料をいう。以下同じ。）から適用し、同年三月分までの保育料及び子育てサポート保育料については、なお従前の例による。

（説 明）

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十六号）の施行による子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部改正に伴い、一定の所得未満の多子世帯及びひとり親世帯等に係る多子計算の要件を緩和し、保育料負担を軽減するため、本案を提出いたします。

議案第五十九号

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年港区条例
第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五
十円」を「七千五百六十円」に改める。

第六条及び第八条中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改める。

第十一条中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万千八百七十五円」を
「三十一万五百円」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される港区議会議員及び区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された港区議会議員及び区長の選挙については、なお従前の例による。

（説 明）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百九十四号）の施行による公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部改正に伴い、選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるため、本案を提出いたします。

議案第60号

平成28年度

港区一般会計補正予算（第2号）

平成28年度港区一般会計補正予算（第2号）

平成28年度港区の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,749,092千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,181,783千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年7月13日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		13,799,134	310,619	14,109,753
	2 国庫補助金	5,723,634	310,619	6,034,253
14 都支出金		5,707,503	882	5,708,385
	2 都補助金	2,397,515	882	2,398,397
17 繰入金		1,030,961	1,340,000	2,370,961
	1 基金繰入金	1,030,961	1,340,000	2,370,961
18 繰越金		1,000,000	91,567	1,091,567
	1 繰越金	1,000,000	91,567	1,091,567
19 諸収入		2,289,147	6,024	2,295,171
	4 受託事業収入	237,519	5,116	242,635
	7 雑入	1,360,087	908	1,360,995
歳入合計		120,432,691	1,749,092	122,181,783

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		19,610,943	581,973	20,192,916
	1 総務管理費	15,850,103	532,533	16,382,636
	3 戸籍住民基本台帳費	1,401,707	49,440	1,451,147
4 民生費		42,452,102	1,107,179	43,559,281
	1 社会福祉費	13,422,197	1,107,179	14,529,376
5 衛生費		4,824,518	59,940	4,884,458
	1 保健衛生費	4,824,518	59,940	4,884,458
歳 出 合 計		120,432,691	1,749,092	122,181,783

議案第六十一号

工事等委託契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

工事等委託契約の承認について

左記の工事等委託契約の承認を求める。

記

- 一 契約の目的 赤坂四丁目地区電線共同溝整備工事等の委託
- 二 工事場所 港区赤坂四丁目一番先から港区赤坂四丁目九番先まで（特別区道第五八三号線及び第五八八号線）
- 三 工事の規模 工事区間長 四〇八・〇〇メートル
管路部 六七七・二九メートル
特殊部 十一箇所
- 四 契約の方法 随意契約

- 五 契約金額 二億二千六百二十八万九千六十九円
六 契約締結日 契約承認の日
七 工期 契約締結の日の翌日から平成三十年一月三十一日まで
八 契約の相手方 東京都北区田端新町一丁目十九番十号

エヌ・テイ・テイ・インフラネット株式会社東京支店

東京支店長

栗 林 俊 展

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年港区条例第八号)第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。